

3 本会議決議

審議表

番号	件 名	提 出 者	提 出 年月日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	備 考
1	国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案	西岡 武夫君 外12名	22. 5. 19			22. 5. 21 可決	
2	国家戦略担当・内閣府特命担当大臣 荒井聰君問責決議案	鈴木 政二君 外 6 名	22. 6. 16	未 了			
3	内閣総理大臣菅直人君問責決議案	尾辻 秀久君 外 6 名	22. 6. 16	未 了			
4	議長不信任決議案	尾辻 秀久君 外 5 名	22. 6. 16	未 了			

可決したもの

平成22年5月21日

国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議

ハンセン病の患者は、長年にわたる国の隔離政策及びこれに起因する偏見と差別により、多大の苦痛と苦難を強いられてきた。

国立ハンセン病療養所の入所者は、視覚障害等のハンセン病の後遺障害に加えて、高齢化に伴い、認知症や四肢の障害等を有する者が増加している。

国は、平成20年6月に成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるようにするため、その責任を果たす必要がある。

政府においては、国の事務及び事業の合理化及び効率化の必要性は理解しつつ、入所者の実情に応じた定員及び療養体制の充実に万全を期すべきである。

右決議する。